

※ 合議制

複数の人員で組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織を合議体といい、その議に付された案件について、合議体の構成員が集まつて相談する制度をいいます。合議制は、判断を慎重にし、公正な判断をなし、かつ、利害の公平な調和を図る場合に適します。

※ 市民全体の福祉ここにいう「福祉」は、「幸福」という意味で用いています。

(議決の責任)

第7条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。

【解説】

第7条には、議決に伴う責任について定めています。議会は、市の意思を決定する最高機関としての責任を深く認識するとともに、議決により市民生活がどのような影響を受けるかなどを説明責任を担わなければなりません。

(全員協議会)

第9条 議会は、市政及び議会に係る諸事項について自由に協議するため、全員協議会を設置する。

なりません。こうした議決の結果について、市民にわかりやすく説明する責務があります。

(会派)

第8条 議員は、議会活動を行ふため、会派を結成することができます。

2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。

【解説】

第8条には、会派について定めています。

会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成されています。この条例では、会派を、議会としての政策の立案、決定、提言等を行おうとするときの合意形成に資するものと位置付けています。会派については、別に規程で定めています。

【解説】  
第9条には、全員協議会について定めています。全員協議会とは、議会活動及び市政の重要案件に関する協議又は調整を行うために、議長が招集し、全議員により構成されるものです。

議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表します。また、副議長は、議長がやむをえず議会に出席できないときに、議長に代わりその職務を行います。

第10条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 副議長は、議長に事故があるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐する。

【解説】

第10条には、議長及び副議長について定めています。議長及び副議長は、議会の選舉により選ばれます。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表します。また、副議長は、議長がやむをえず議会に出席できないときに、議長に代わりその職務を行います。

議長及び副議長は、笠岡市議会の代表であり、市民生活にも議会運営にも大きな影響力を持っています。

その選出に当たっては、選出されようとする議員に所信表明の機会を保障することにより、市民に対しても透明性を確保しなければならないことを定めます。

【解説】

第10条には、議長及び副議長について定めています。議長及び副議長は、議会の選舉により選ばれます。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表します。また、副議長は、議長がやむをえず議会に出席できないときに、議長に代わりその職務を行います。

議長及び副議長は、笠岡市議会の代表であり、市民生活にも議会運営にも大きな影響力を持っています。

議長及び副議長は、笠岡市議会の代表であり、市民生活にも議会運営にも大きな影響力を持っています。

その選出に当たっては、選出されようとする議員に所信表明の機会を保障することにより、市民に対しても透明性を確保しなければならないことを定めます。

【解説】  
第11条には、市民参加の促進について定めています。議会は、市民の要望を的確に把握して市政に反映させようとしています。また、議会の行事だけではなく、市政の様々な場面に市民が参画できる機会を確保するよう努めることとしています。なお、「参画」とは、

るよう努めなければならない。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の2及び第110条に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の活性化を図らなければならぬ。

4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。

5 議会は、市民が傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加の促進)

第11条 議会は、市民の要望を的確に把握し、市政に反映させるものとする。議会は、市民が市政に反映できる機会を確保する。

2 参画できる機会を確保する。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の2及び第110条に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の活性化を図らなければならぬ。

4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。

5 議会は、市民が傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。

【解説】  
第11条には、市民参加の促進について定めています。議会は、市民の要望を的確に把握して市政に反映させようとしています。また、議会の行事だけではなく、市政の様々な場面に市民が参画できる機会を確保するよう努めることとしています。なお、「参画」とは、